様式第１４号

年　　月　　日

保 護 者　様
　年　　組　　氏名　　さん

北 条 中 学 校 長

# 学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。　（出席停止の期間は、欠席になりません。）

| 区分 | 病名又は状況（該当を○で示す） | 出席停止の期間の基準 |
|---|---|---|
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症 | 治癒するまで |
| 第２種 | インフルエンザ様疾患（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く） | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻しん | 解熱した後３日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| | 結核 | 感染のおそれがなくなるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎<br>その他の感染症　・溶連菌感染症<br>・（　　） | 感染のおそれがなくなるまで |

----------（切り離さないこと）----------

# 登　校　許　可　証

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

1　診　断　日　　年　　月　　日

2　登校してもよいと認められる年月日　　年　　月　　日から

年　　月　　日

医 師　住所

氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

保護者　住所

氏名

柏崎市立北条中学校長　様